

介護老人保健施設の開設許可に係る事務手続きフロー

(財産処分を伴う転換の場合)

※補助金を受けて整備した施設を転換する場合、財産処分が必要になります。

時期 (目安)	手続き	申請者	都
6 か月前 ※工事を行う場 合は工事着工の 6か月前	①区市町村との事前協議	●事前協議申請書類の提出	
	②都における事前協議	●事前協議申請書類の提出 <来庁>	(現地確認)
	③財産処分申請 (⑥転換元施設の変更手続 ※工事を行う場合は工事着工前) (改修工事着工)	●財産処分申請書類の提出 ○承認通知の受領	○審査 ●財産処分承認
4 か月前	④開設許可申請	●開設許可申請書類の提出	○審査
3 か月以上前	⑤定款変更手続 (工事完了)	●定款変更仮申請の提出	<医療法人担当へ> ●区市町村への意見照会
1 か月前	⑥転換元施設の変更手続	○開設前検査	●開設前検査
開設日	⑦開設	○許可書の受領	●開設許可
		●手数料	

介護老人保健施設の開設許可に係る事務手続きフロー

(財産処分を伴わない転換の場合)

※都の補助金を活用する場合には、別のスケジュールとなります。

時期 (目安)	手続き	申請者	都
4 か月前	①区市町村との事前協議	●事前協議申請書類の提出	
	②都における事前協議	●事前協議申請書類の提出 <来庁>	→ (現地確認)
	(⑤転換元施設の変更手続 ※工事を行う場合は工事着工前) (改修工事着工)		
3 か月以上前	③開設許可申請	●開設許可申請書類の提出	→ ○審査
1 か月前	④定款変更手続	●定款変更仮申請の提出	→ <医療法人担当へ>
	(工事完了)		●区市町村への意見照会
開設日	⑤転換元施設の変更手続	○開設前検査	← ●開設前検査
	⑥開設	○許可書の受領	← ●開設許可
		●手数料	→